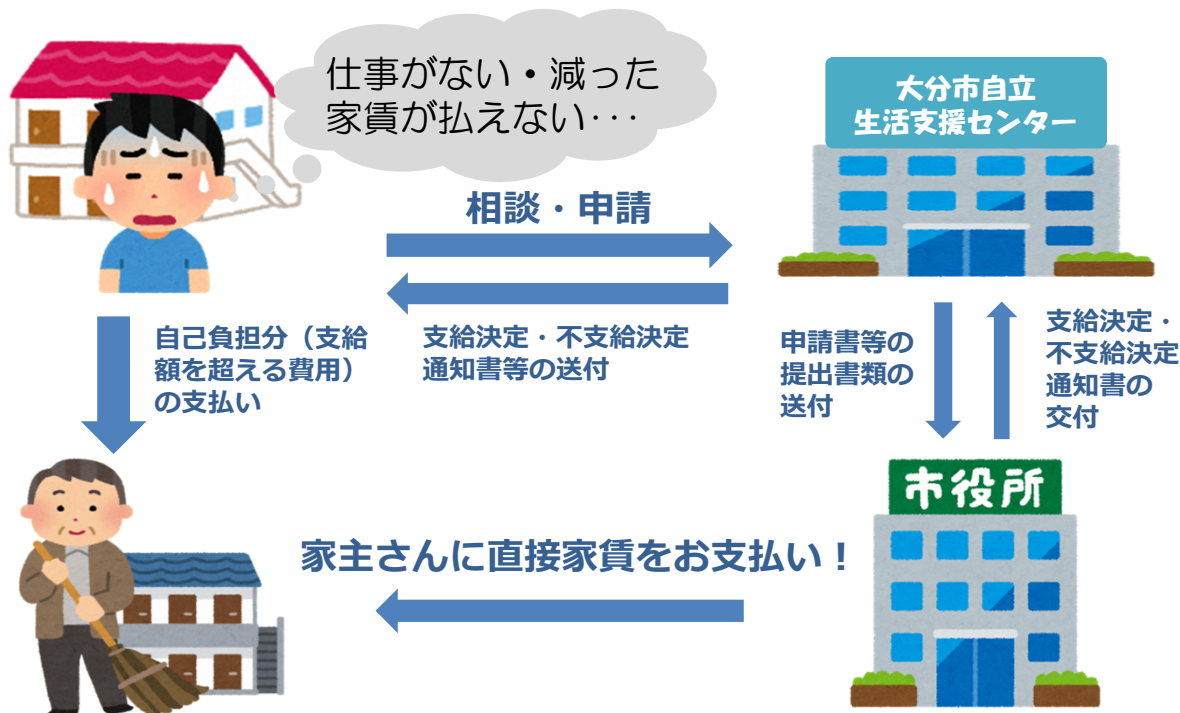


住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職や廃業、やむを得ない休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り住居を失った、または失うおそれが生じている方々に対し、**原則3ヶ月、最大9ヶ月（※）、家賃相当額を大分市から家主さんに支給**します。
※令和2年度中に新規申請し、支給決定した方に限り最大12ヶ月。



令和2年度の主な改正点

※主な支給要件や支給額等は裏面をご確認ください。

※詳細は申請窓口や市ホームページ等でご確認ください。

令和2年4月20日から対象拡大（※改正箇所は下線部）

離職・廃業から2年以内 または 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

申請窓口・お問い合わせ先

大分市自立生活支援センター

（社会福祉法人 大分市社会福祉協議会内）

大分市金池南1丁目5番1号 J:COMホルトホール大分4階

受付時間：月～土 9時30分～16時00分

（第2・第4月曜日、祝日、年末年始は除く）

※新型コロナウイルス感染症防止のため、受付時間を短縮しています。

電話:097-547-8319 FAX:097-547-9583



主な支給要件チェックリスト

※詳細は申請窓口や市ホームページ等でご確認ください。

<p>主たる生計維持者（＝申請者）が、 A：申請日において、離職・廃業後2年以内である もしくは B：申請日の属する月において、個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、 離職・廃業と同程度まで減少している</p>						<p>A <input type="checkbox"/></p> <p>B <input type="checkbox"/></p>
<p>国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。</p>						<p><input type="checkbox"/></p>
<p>申請日の属する月において、世帯収入合計額が収入基準額を超えていない、かつ、申請日において、世帯の預貯金の合計額が一定額以内である</p> <p>大分市の場合 （単位：円）</p>						<p><input type="checkbox"/></p>
	（世帯）	単身	2人	3人	4人	5人
基準額*		81,000	123,000	157,000	194,000	232,000
支給額（上限額）		29,000	35,000	38,000		
収入基準額（月額）①+②+③						
① 就労等収入（総支給額や事業収入）						
② 定期的な公的給付等	110,000	158,000	195,000	232,000	270,000	
③ 親族等からの継続的な仕送り ※詳細はQ2を参照ください。						
資産基準額 預貯金及び現金		486,000	738,000	942,000	1,000,000	

※5人以上の世帯の基準額等はお問い合わせください。※再々延長時は資産基準額が異なります。

【支給額について】 **世帯収入合計額が基準額*以下の場合**
 → 家賃額を支給（※ただし上限額まで）
世帯収入合計額が基準額*を超える場合
 → 基準額+家賃額-世帯収入額を支給（※ただし上限額まで）

【よくある質問例】

Q1 住居確保給付金の支給が決定したら、必ず3ヶ月分が支給されますか？

- A 就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合や就労収入等の報告を忘れた場合等により、3ヶ月以内に支給が中止されることがあります。また、支給期間中は、大分市自立生活支援センターに対し、毎月ご報告いただく事項及び書類等（求職活動等要件）があります。
 ※支給期間中の報告状況は支給期間の延長等の申請において審査の基準となります。

Q2 住居確保給付金における収入は就労収入のみですか？

- A 収入の範囲は以下の通りです。
- ① 就労等収入・・・給与収入：総支給額（ただし、交通費支給額を除く。）
 自営業：事業収入（経費を差し引いた控除後の額）
 - ② 公的給付等・・・定期的に支給される公的給付等になります。
 例) 公的年金、児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当、失業等給付、年金生活者支援給付金、（配偶者の）育児休業給付金等
 ※複数月が一括で支給される場合は月額で算定します。
 - ③ 親族等からの継続的な仕送り
- ※借入金や退職金は収入として算定しません。また、申請者と同一の世帯に属する者のうち、未成年かつ就学中の子の収入も含みません。